

ホームページ (<https://tateyama-sr.com/>) にて最新の情報を随時お届けします！

※会員登録していただくことで会員限定のニュースリリースもご覧になれます！（無料）

令和2年3月号

新型コロナウイルスに対する対応について

現在、新型コロナウイルス感染症が日本中を騒がせており、今後どのような形で収束を見るのか全く分からない状況となっております。まだ、宮崎県・鹿児島県では感染者の報告されていないものの（2月27日現在）、大きなイベントが相次いで延期・中止となるなど地域経済にも大きな影響を及ぼしています。また、各企業活動においても仕入が滞ったり、事業が中止となったりといった状況も耳にすることが増えてきました。

本稿では、従業員が「**新型コロナウイルスに罹患又は罹患したことが疑われる**」事案、また、**事業の継続が困難となってしまった場合**への対応についてお知らせいたします。

【**新型コロナウイルスの特徴**】（令和2年2月25日 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針 より抜粋）

○一般的な感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きてないと考えられる

○発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、倦怠感がある

○重症度としては致死率が極めて高いわけではないが、季節性インフルエンザと比べるとリスクは高い

○有効性が確認された抗ウイルス薬がなく、対症療法が中心となる …等

事 例	対 応 方 法	※ 休業手当
①罹患が疑われる従業員が発生した場合	風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合には、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」への連絡を促す。	「帰国者・接触者相談センター」連絡から医療機関受診後の診断結果を踏まえ、職務の継続が可能である方について、会社が休業を命じる場合には支払いが 必要
②罹患した従業員が発生した場合	新型コロナウイルス感染症は指定感染症として定められており、感染していることが確認された場合は、感染症法に基づき、都道府県知事より入院の勧告を受けることとなるため、会社へ就業させることはできません。	使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当しないと考えられるため、休業手当を支払う 必要無し
③新型コロナウイルス感染症によって、事業の休止などを余儀なくされ、やむを得ず休業とする場合	休業手当の支払いについて、 <u>不可抗力による休業の場合は、使用者に休業手当の支払義務はありません。</u> ただし、 取引依存の程度、他の代替手段の可能性、事業休止からの期間、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、判断する必要 があると考えられます。	

※「使用者の責による休業」として、平均賃金の60%にあたる「休業手当」

【ご存知ですか？】①社会保険料率が改定されます

令和2年3月分より、社会保険料（健康保険料・介護保険料）が変更となります。各地域の保険料率は下記の通りとなります。給与計算時の社会保険料の御確認をお願い致します。

都道府県	旧保険料率	増減	新保険料率	都道府県	旧保険料率	増減	新保険料率
福岡県	10.24%	↑	10.32%	大分県	10.21%	↓	10.17%
佐賀県	10.75%	↓	10.73%	宮崎県	10.02%	↓	9.91%
長崎県	10.24%	↓	10.22%	鹿児島県	10.16%	↑	10.25%
熊本県	10.18%	↑	10.33%				

【ご存知ですか？】②65歳以上の雇用保険料免除措置が廃止されます。

65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、経過措置として雇用保険料は免除されていましたが、**令和2年4月1日からは、高齢労働者（保険年度の初日（4月1日）において満64歳以上である労働者であって、雇用保険の一般被保険者となっている方）についても、他の雇用保険被保険者と同様に雇用保険料の納付が必要となります。**

— 注目の助成金

雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症への特例措置）

概要

「雇用調整助成金」とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものであり、本特例措置は「**日本・中国間の人々の往来の急減により影響を受ける事業主であって、中国関係の売上高や客数、件数が全売上高等の一定割合（10%以上）である事業主**」が対象となります。

特例措置の内容

- ①休業等計画届の事後提出が可能となります。
- ②生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮されます。
- ③最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象に。
- ④事業所設置後1年未満の事業主も対象になります。

助成金額

助成内容	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率）	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日（3年間で150日）	

雇用調整助成金の詳細については厚生労働省 HP をご確認ください。

お問い合わせは当法人まで！